公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第７５０号
仙台市青葉区落合４丁目６番23―304号
債務者　庄子　早苗
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高田　英典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３１８号
仙台市若林区一本杉町１番１号　ファミール・ド・エトワール202
債務者　小池　　仁
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北爪　賀章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５８号
山形県東置賜郡高畠町大字高畠694番地の５
債務者　木村　昌司
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽生田　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月19日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１７４号
山梨県甲府市上石田４丁目９番34号　ユウキ・Ｓ204号
債務者　浅田　哲司
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八巻佐知子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３２号
岐阜県可児市土田2075番地１　ブラウニィヒル403、前住所岐阜県可児市鳩吹台３丁目87番地
債務者　古田　則之
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第２６３号
大阪府阪南市黒田580番地の１
債務者　細濵　羊一
1　決定年月日時　平成25年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠山　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２６４号
大阪府阪南市黒田580番地の１
債務者　細濵　逸美（旧姓鎌田）
1　決定年月日時　平成25年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠山　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５７７号
神戸市須磨区神撫町２丁目２番15号、従前の住所神戸市長田区庄山町１丁目４番21―301号
債務者　山口　淳二
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本　久俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１号
兵庫県伊丹市西台２丁目７番21―201号、前住所兵庫県宝塚市山本丸橋４丁目４番101号
債務者　中桐　勝弘
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　将弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１９７号
兵庫県高砂市阿弥陀町北池287番地の１　メゾン・エトワール201号
債務者　原　　俊夫
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　勉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１２５号
奈良県北葛城郡王寺町太子３丁目15番17号、前住所奈良県磯城郡川西町大字結崎330番地の133
債務者　小林　龍巳
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小城　　達
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午後２時35分
5　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１９４号
和歌山市善明寺141番地の６
債務者　土肥　　英
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山岡　　大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３５号
福岡県柳川市三橋町中山792番地１
債務者　梅野　康代
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鐘ヶ江聖一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第７０１号
大阪府和泉市室堂町５番地の１―２―212、前住所大阪府和泉市室堂町47番地の１
債務者　永見　　誠
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　吉浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７０２号
大阪府和泉市室堂町５番地の１―２―212、前住所大阪府和泉市室堂町47番地の１
債務者　永見　久子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　吉浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１６３号
兵庫県加古郡稲美町加古1006番地
債務者　糟谷　公平（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　政希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部